

荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金交付要綱

令和3年3月31日制定
(2 荒産観第555号)
(副 区 長 決 定)

(通則)

第1条 荒川区観光資源活用イベント支援事業に係る補助金の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則（昭和62年荒川区規則第27号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、地域の様々な団体等が連携して実施する観光振興事業に対して支援を行うことで、荒川区（以下「区」という。）の区域外からの誘客の機会を創出することを目的とする。

(補助事業)

第3条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、荒川区にぎわいコーディネータ（区の区域内の観光イベント等の全体調整、相談、助言等のために区が配置するコーディネータをいう。）の助言等を受ける事業とする。

2 補助事業は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 1事業に係る次条第1項に規定する補助対象経費の額の総額がおおむね20万円以上のものであること。
- (2) 不特定多数の利益に寄与するものであること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 宗教的又は政治的な目的を有しないこと。
- (5) 次に掲げる要件の全てを満たす2以上の団体等が、区の観光振興を目的として実質的に協力して実施するもので、区の観光資源を活用し、地域の活性化を図るとともに、観光客の誘客の促進に寄与すると認められるものであること。
 - ア おおむね5人以上の区民で構成されていること。
 - イ 組織及び運営に係る規約等を有すること。
 - ウ 区の区域内に活動拠点を持つこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費のうち、補助事業に要する経費（区の他の補助金の交付を受ける経費を除く。以下この条及び第10条において「補助対象経費」という。）の実支出額の2分の1以内の額とし、30万円を上限額として、予算の範囲内において交付する。ただし、その算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業において寄附金、協賛金、参加者の負担金等その他収入がある場合は、当該収入を補助対象経費の実支出額から控除するものとする。
- 3 同一の団体に対する補助金の交付は、年度内で1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- （1） 事業計画書（別記第2号様式）
- （2） 予算書（別記第3号様式）
- （3） 補助事業に係る全ての団体等の規約及び役員名簿
- （4） その他区長が必要と認める資料

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等をし、この補助金の交付の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

（決定の通知）

第8条 区長は、第6条の規定による補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、その決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領後指定する期日までに、第5条の規定による申請を取り下げることができる。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。補助事業を廃止した場合も同様とする。

- （1） 事業実施報告書（別記第6号様式）
- （2） 決算書（別記第7号様式）
- （3） 補助対象経費に係る領収書の写し
- （4） その他区長が必要と認める資料

2 区長は、前項の規定による実績報告を受けた場合において、必要と認めるときは、現地調査等を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第11条 区長は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び同条第2項の規定により必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、

荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金確定通知書（別記第 8 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第 1 2 条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による補助金の額の確定後、荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金請求書（別記第 9 号様式。以下「請求書」という。）を速やかに区長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、区長が認める場合は、前条の規定による補助金の額の確定前に、請求書を区長に提出することができる。
- 3 区長は、前 2 項の規定による請求があったときは、関係書類を審査の上、補助金を交付するものとする。

（その他）

- 第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

